

江別市車両運行管理業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

江別市では公務で使用する多用途車及び公用バスの安全かつ円滑な運行を目的として、多用途車等の運行管理業務を委託しています。

本要領は、「江別市車両運行管理業務」についての最適な事業者の選定を、価格のみの競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとします。

2 業務概要

(1) 業務名

江別市車両運行管理業務

(2) 業務内容

別紙1「江別市車両運行管理業務 仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

令和6年7月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

3 提案上限額

基本運行管理額（総価契約） 6,692,000円

公用バス運行管理額（単価契約） 24,860円

※本金額は、消費税及び地方消費税を含む。

※本金額は、プロポーザルのために設定した金額であり、契約金額ではない。

※見積金額は、提案上限額を超えてはならない。

4 募集及び選定のスケジュール

- | | |
|----------------|--------------------|
| ① 公募開始 | 令和6年4月22日（月） |
| ② 質問書提出期限 | 令和6年5月 2日（木）午後5時まで |
| ③ 質問書に対する回答 | 令和6年5月10日（金） |
| ④ 参加申込書類提出期限 | 令和6年5月15日（水）午後5時まで |
| ⑤ 企画提案書類提出期限 | 令和6年5月23日（木）午後5時まで |
| ⑥ 書類審査（第1次審査）※ | 令和6年5月29日（水） |
| ⑦ 書類審査結果通知 | 令和6年5月29日（水） |
| ⑧ プレゼンテーション審査 | 令和6年6月 5日（水） |
| ⑨ 審査結果の通知 | 令和6年6月中旬予定 |

- ⑩ 業務引継期間 令和6年6月中旬から
- ⑪ 契約締結日 令和6年7月 1日（月）

※提案者が5者以下である場合は、書類審査を行わない。また、その場合は、書類審査結果通知に替えてプレゼンテーション実施通知を行う。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5・6年度江別市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 江別市競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成2年4月1日市長決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者等でないこと。また、役員等が同条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始をしている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生申立て法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (7) 北海道内に事業所（本店、支店又は事業所）があること。

6 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類
質問書（様式1）による。
- (2) 質問期間
令和6年4月22日（月）から5月2日（木）午後5時まで
- (3) 提出方法
電子メールで提出すること。なお、件名に「プロポーザル質問書」と明記し、送信後に着信確認のため、必ず市総務部財務室契約管財課に電話連絡すること。
- (4) 提出先メールアドレス
keiyaku@city.ebetsu.lg.jp
- (5) 質問に対する回答
質問及び回答は、質問者名を伏せ、令和6年5月10日（金）までに、市ホームページ上で随時回答する。ただし、質問が本プロポーザルの評価等に影響を及ぼすおそれがある内容の場合は、回答できない旨を市ホームページ上で周知する。
なお、質問によって、本実施要領及び仕様書の内容に変更が生じた場合は、回答をもって周知したものとする。

7 参加申込手続

(1) 提出書類（各1部）

① 参加申込書兼誓約書（様式2）

② 会社概要（任意様式）

所在地、資本金、事業内容、社歴などが確認できるもの（会社パンフレット等の使用も可）

③ 業務実績書（様式3）

(2) 提出期限

令和6年5月15日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）により提出すること。

持参の場合は、土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

なお、参加申込書兼誓約書の提出をもって、本実施要領に定める事項に同意したものとす。

(4) 提出先

〒067-8674 江別市高砂町6番地

江別市総務部財務室契約管財課

(5) その他

参加申込書兼誓約書の提出以降、都合により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式4）を提出すること。

8 企画提案書類の提出

(1) 提出書類（正本1部、副本5部。副本については複写可とする。）

① 企画提案書類提出届（様式5）

ア 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、A4判又はA3判とし、左端をホッチキス綴じ（A3判は折りとすること。）とする。また支障がない範囲で両面印刷も可能とする。

イ 見積書（任意様式）

見積書には、できるだけ詳細な内訳を記載すること。

(2) 提出期間

令和6年5月23日（木）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）により提出すること。

持参の場合は、土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

〒067-8674 江別市高砂町6番地

江別市総務部財務室契約管財課

(5) 提出にあたっての留意点

- ・著作権及び使用権が第三者に帰属するものを無断使用しないこと。使用する場合は、あらかじめ権利関係を整理しておくこと。使用上の問題が発生しても、市は一切責任を負わない。
- ・提出期限後の書類の差替え、再提出及び追加は認めないこととする。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、市が承諾した場合は、この限りではない。
- ・書類の作成、提出及びプレゼンテーション審査参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・1事業者につき1提案とする。

9 審査方法等

本業務の受託候補者については、市職員で組織する非公開の選定委員会において審査及び選定する。

(1) 書類審査（第1次審査）

- ① 評価基準の各項目について事業者を評価し、選定委員会によって順位付けを行う。
- ② 各委員の得点の合計点数に基づき、上位5者をプレゼンテーションの参加事業者として決定する。
- ③ 審査結果は、令和6年5月29日（水）午後5時までに電子メールで通知する。電子メールの到着が確認できない場合は、市総務部総務課に問い合わせること。
- ④ 参加事業者が5者以下である場合、書類審査は実施しない。

(2) プレゼンテーション審査

- ① 評価基準の各項目について事業者を評価し、選定委員会によって順位付けを行う。
- ② 各委員の評価点の合計得点が最も高い事業者を受託候補者として選定する。上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により決定する。

(3) 評価基準

- ① 業務内容の理解
 - ア 江別市車両運行管理業務仕様書の内容を理解し、適切かつ具体的な提案を行っているか。
- ② 業務遂行能力
 - ア 業務にあたり知りえた個人情報や機密情報についての取り扱い、教育、配慮事項などの考え方や取り組みが適切であるか。
 - イ 配置する運行従事者の能力や経験は適切であるか。
 - ウ 指定車種に対応できる操作技術、江別市内及び近郊の道路の習熟、運行業務の事前準備、車内の快適性確保、接遇及び人材育成への考え方が適切である

か。

エ 運行従事者の勤務体制(シフト)や安定した運行体制の確保が適切であるか。

オ 車両の日常点検・清掃、洗車の基準及び実施方法が適切であるか。

カ 故障または事故時の対応方法が適切であるか。

③ 業務実績

官公庁及び民間企業等での同種業務の実績があるか。

④ 見積額の評価

見積価格と積算内訳は適切であるか。

⑤ その他

仕様書に定めた以外の効果的で実効性が期待できる提案があるか。

(4) 留意事項

- ・参加事業者数が1者の場合でもプレゼンテーション審査は実施する。
- ・プレゼンテーション審査において、各委員の評価点合計が300点に満たない場合は、受託候補者として選定しない。(プレゼンテーション審査における評価点の満点は、600点とする。)
- ・審査結果に関する問合せ及び異議等は一切受け付けない。

10 プレゼンテーション審査

(1) 実施日

令和6年6月5日(水)午後 ※詳細は個別に通知する。

(2) 出席者

出席者は、実際に業務に携わる責任者を含み、3人以内とする。

(3) 発表時間

1提案者につき25分間以内とする。(プレゼンテーション15分、質疑応答10分)

(4) その他

- ① 企画提案書類の追加配付は禁止するが、提出された企画提案書類と同一の図案や写真を用いた説明用パネルの使用は可とする。
- ② スクリーン、プロジェクターは市が用意する。これらの使用を希望する場合は、事前に江別市総務部財務室契約管財課まで連絡すること。その他、パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、提案者が用意すること。

11 審査結果通知

全ての提案者に対して文書で通知するとともに、市ホームページにて受託候補者名と全ての提案者の評価点数を公表する。ただし、受託候補者以外の事業者名称は公表しない。

1 2 契約事項

江別市契約に関する規則（昭和43年規則第1号）等の関係法令の規定に基づき、受託候補者と委託契約を締結する。

なお、仕様書、契約条件等の詳細については別途協議するものとする。

選定した事業者が契約を締結しない又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者と契約内容について協議を行った上で契約を締結する。

1 3 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領等に示した提出方法、提出期限及び提出場所を守らなかった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 提案された見積金額が提案上限額を超過している場合

1 4 その他

- (1) 参加者が要した費用については、全て参加者の負担とする。
- (2) 令和6年度の江別市歳入歳出予算において、この委託契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、江別市はこの公募を中止することができるものとする。また、事業者は、このことにより生じた損害の賠償を請求することはできないものとする。
- (3) 提出された書類は、江別市情報公開条例（平成14年条例第7号）の規定に基づき、公文書公開請求の対象となる。

1 5 担当部署

江別市総務部財務室契約管財課 担当：河辺
〒067-8674 江別市高砂町6番地
TEL：011-381-1147（課直通）
E-mail：keiyaku@city.ebetsu.lg.jp